

議案第 75 号

三次市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 29 年 9 月 8 日

三次市長 増 田 和 俊

三次市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例（案）

三次市子ども医療費支給条例（平成 28 年三次市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「，あらかじめ受給資格につき」を「，規則の定めるところにより申請し」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。